

## 令和3年度第1回山梨県出資法人経営検討委員会 会議録

1 日 時 令和3年11月11日（木）午後1時30分～午後3時55分

2 場 所 山梨県庁防災新館304会議室 又は テレビ会議

### 3 出席者

（委員）加藤隆博、石山宏、新里清高、入倉博文（順不同、敬称略）

（山梨県土地開発公社所管課）

二拠点居住推進課長、リニア未来創造局主幹、移住・二拠点居住担当（1人）

（（公財）山梨県環境整備事業団所管課）

環境整備課長、環境整備課総括課長補佐、計画担当（1人）

（（公財）山梨県農業振興公社所管課）

担い手・農地対策課長、農地活用推進担当（2人）

（山梨県住宅供給公社所管課）

建築住宅課長、建築住宅課総括課長補佐、企画担当（2人）

（事務局）

行政経営管理課長、行政経営管理課総括課長補佐、行政経営担当（3人）

4 傍聴者等の数 1人

### 5 会議次第

（1）開会

（2）議事

（3）閉会

### 6 会議に付した議題

（1）開会（概要説明）【公開】

（2）改革プラン（経営健全化方針）の実施状況等について【非公開】

① 山梨県土地開発公社

② （公財）山梨県環境整備事業団

③ （公財）山梨県農業振興公社

④ 山梨県住宅供給公社

### 7 議事の概要

（1）開会（概要説明）

## (2) 改革プラン（経営健全化方針）の実施状況等について

### （事務局）

それでは、本日御審議いただきます、土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社の概要について御説明させていただきます。

まず、土地開発公社でございます。バブル崩壊後の景気低迷による地価の下落に伴い、経営が悪化した結果、米蔵山造成地の債務とその後発生した市川三郷工業団地の債務について、県補助金、短期無利子貸付金等により、計画的に債務処理をしているところでございます。平成23年度以降は、保有土地の売却など、財務処理のみを行い、新たな事業は行わず、実質的に公社を廃止しております。債務処理が完了する令和19年度をめどに解散予定でございます。

次に、環境整備事業団につきまして、平成21年5月から廃棄物最終処分場として、山梨県環境整備センター、明野処分場の操業を開始いたしました。その後、2度の漏水検知システムの異常検知の発生により、平成25年12月に処分場の閉鎖を決定したところでございます。現在、整理運営事業により生じた損失を県の経営支援補助金により補填しているところでございます。山梨県市町村総合事務組合から委託を受けまして、一般廃棄物最終処分場の整備を、笛吹市境川町に行いまして、運営及び維持管理を平成30年12月に開始しているところでございます。

次に、農業振興公社につきまして、農地価格の下落ですとか、担い手である農業者の減少等によりまして、長期保有農地の売却差損が発生している状況でございます。平成22年度に、農地売却が完了し、売却差損が確定した状況でございます。また、平成23年度の緊急雇用創出事業の支出が不適と指摘されたところでございまして、新たな委託料の返還も発生いたしました。現在、これらの債務につきまして、自主事業収益により返還、返済を行っているところで、委託料につきましては、令和2年度に完済となっております。また、公社は平成26年度に農地中間管理機構として指定を受けておりまして、農地集積を図る事業も実施してございます。

四つ目に、住宅供給公社でございます。バブル景気時に開発した住宅宅地が、バブル崩壊後の長引く景気低迷によりまして、販売不振となり、財務状況が悪化している状況でございます。現在は県からの債務処理補助金、短期無利子の県からの貸付金、公社の事業収益により計画的に債務処理を実施してございます。また、平成22年度には、分譲資産を完売し、分譲事業は終了している状況でございます。現在は解散に向けまして、県営住宅の指定管理者制度への段階的な移行等、事業の縮小整理を段階的に行っておりまして、令和20年度をめどに債務処理を完了して、公社を解散する予定となっております。法人の概要については以上でございます。

続いて、経営健全化方針の概要について簡単に申し上げます。本県におきましては、経営状況が悪化している恐れがあると判断されました5法人、土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社及び解散済みの林業公社につきまして、改革プランを策定し、抜本的改革を実施してきたところでございます。これらにつきまして、平成30年2月の総務省通知によりまして、相当程度の財政的リスクが存在する第3セクター等と関係を有する地方公共団体におきましては、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針の策定、公表を求められたところでございます。本県におきましては、解散済みの林業公社を除く土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社の4法人につきまして、既存の改

革プランを経営健全化方針にも位置付けまして、平成 31 年 3 月に公表したところでございます。さらに、令和元年 4 月の、総務省通知によりまして、経営健全化方針を策定している団体におきましては、さらにリスクの計画的な解消を着実に推進するために、毎年度、経営健全化方針に基づく取り組み状況の報告が求められているところでございます。これらの総務省からの要請等を踏まえまして、改革プランの実施状況を、経営健全化方針に基づく取り組み状況としても、今後、ホームページで公表していくところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

#### ①山梨県土地開発公社

(委員長)

次第に従って進めていきたいと思っておりますので、最初は山梨県土地開発公社になりますので、説明の方を所管課よりよろしく願いいたします。

(二拠点居住推進課)

・資料 1～5 により説明

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。山梨県土地開発公社改革プランの実施状況につきまして、説明させていただきます。土地開発公社の改革プランは、平成 22 年 12 月に策定し、その後、平成 25 年 3 月、平成 29 年 3 月と改定を行って参りました。このプランに基づきまして、土地開発公社は、令和 19 年度の解散に向けて、債務処理、残務処理を進めているところではありますが、新たな事業は行わず、県の財政支援による公社の損失補填などによりまして、債務の縮小が計画通り進んでいる状況でございます。本日は、公社の令和 2 年度の決算状況及び改革プランの実施状況について御報告をさせていただきます。

資料につきましては、資料 1 の土地開発公社改革プランの実施状況、資料 2 の平成 29 年 3 月改定の山梨県土地開発公社改革プランの概要、資料 3 の平成 29 年 3 月改定の山梨県土地開発公社改革プラン、以上 3 点に加え、参考資料として、資料 4 の令和 3 年 3 月改定の山梨県土地開発公社改革プランの概要、資料 5 の令和 3 年 3 月改訂の山梨県土地開発公社改革プランを添付しております。

それでは、資料 1 の実施状況の 1 ページをご覧いただきたいと思っております。あわせて資料 2 も開いていただきますよう、よろしく願いいたします。

平成 29 年 3 月、当期改革プランを改定しましたが、資料 2 の改革プランの概要について、まず説明させていただきます。大きな方針といたしまして、1 の、前回プランの概要に記載した通り、平成 23 年度以降、新たな事業は行わず、令和 19 年度までに債務処理を終了し、公社を解散する、平成 26 年度以降、プロパー職員は配置しないといった基本方針に沿って公社の業務を進めております。改革プランの実施期間につきましては、5 の実施期間、実施方法、職員体制に記載した通り、平成 29 年度から令和 2 年度、資料では平成 32 年度の 4 年間となっております。

債務処理の考え方についてですが、土地開発公社の債務につきましては、大きく2点ございます。まず、スキーム上段の図にあります米倉山造成地に係る債務、それから、下段の図にあります市川三郷工業団地に係る債務、この2点の債務について、県からの無利子貸付金と債務処理補助金により、令和19年度、資料では平成49年度までに債務を消滅していくことが基本的な考え方です。

スキーム上段の図にあります米倉山の造成地につきましては、もともと事業原価、この棒グラフの高さになり、152.2億円ございましたが、時価評価したところ、簿価が41.5億円ということになり、110.7億円が特別損失として計上されましたので、これを県の無利子貸付金、補助金、それから、自己資金等により、順次債務処理をしていくという計画になっております。令和2年度の債務は62.5億円となっておりますが、この債務につきましては、令和9年度、資料では平成39年度までは毎年2億円、令和10年度、資料では平成40年度から令和18年度、資料では平成48年度までは毎年5億円、令和19年度、資料では平成49年度は、残った3.5億円の補助金を県から交付することにより、処理を行っているものでございます。

市川三郷工業団地につきましては、スキーム下段の図になりますが、こちらは埋設廃棄物等が出てきたところで、その撤去費6.5億円と、その隣接地について埋設物がある可能性が高いということで、販売を断念したことによる造成費用4.6億円、これを合わせました11.1億円の債務を県からの補助金により処理するものでございます。令和2年度末の債務は4.4億円となり、この債務につきましても、平成28年度以降、毎年0.3億円の県の補助金、またその他売却収入に充当するという形で処理を行っているものです。

次に、資料1にお戻りいただきまして、2ページ目をお願いします。当期改革プランのうち、期間である平成29年4月から令和3年3月における1の進捗状況について御報告させていただきます。

まず、当社の債務については、改革プランに基づく県債務処理補助金により、計画通り縮減しております。また、市川三郷大塚地区工業団地の太陽光発電施設用地の貸し付けについては、安定的に推移しております。

次に、3ページをご覧ください。2の債務処理の状況については、先ほど申し上げましたとおり、計画通り、県の債務処理補助金により債務を縮減しております。

3の公有地取得事業については、改革プランに基づき、平成23年度以降、新たな事業は実施しておりません。

4の土地造成事業の市川三郷町大塚地区工業団地未分譲地の活用については、埋設廃棄物があった土地の隣接地についても、廃棄物が埋設されている可能性が高いことから、販売を断念した土地でありまして、前改革プランの改定時に、その活用方法について検討した結果、太陽光発電施設用地として貸し付けることとしたものでございます。平成26年の5月に契約し、平成26年6月から貸し付けを行っている状況です。契約の相手方は株式会社YEG、貸付期間は平成26年6月1日から令和17年5月31日までの21年間でございます。貸付料は年間1,780万円としており、現在の契約の通り、貸付収入を受けている状況であります。

5のあっせん事業については、改革プランに基づき、平成23年度以降、新たな事業は実施しておりません。

4 ページをお願いいたします。6 の職員体制については、改革プランに基づきまして、平成 25 年度までにすべてのプロパー職員が退職しており、平成 26 年度からは、県からの派遣職員と事務員の体制となり、債務処理や法人の業務を進めているという状況でございます。

7 の未収金の状況について、山梨ビジネスパークの 5.1 億円は財務上の破産債権として計上し、売却相手がすでに破産していることから、回収見込額を約 0.3 億円とし、残額の 4.8 億円を貸倒引当金に計上しているという状況でございます。こちらの回収につきましては、売却相手から営業譲渡を受けた現在の所有者と任意で交渉を進めることとなりますので、引き続き情報収集などを行い、交渉にあたっては慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

続きまして、5 ページ以降の公社の財務状況につきまして、6 ページの損益計算書、7 ページの貸借対照表に基づき説明させていただきます。6 ページの損益計算書を御覧ください。A 令和 2 年度と、前年度 B 令和元年度の決算について、横並びでお示しております。まず 1 の事業収益ですが、(1) 土地造成事業収益の (ア) 造成地賃貸収益の 1,780 万円は、市川三郷工業団地の太陽光発電施設用地の借主である企業に貸し付けている貸付料でございます。次に 2 の事業原価ですが、土地造成事業原価の造成地賃貸原価は、貸し付けを行っている土地の固定資産税であります。続きまして、3 の販売費及び一般管理費ですが、(1) 人件費は専務理事等の給与等、そして (2) 経費は、需用費や役員費であります。4 の事業外収益ですが、(1) 受取利息は、預金利息であります。また、(2) 雑収益の補助金の 2 億 3,045 万 8,000 円は、米倉山造成地と市川三郷工業団地に係る県からの債務処理補助金であります。(イ) のその他の雑収益が、車両の売却に伴う任意保険の還付金でございます。続きまして、5 の事業外費用の支払い利息は、年度切り換え時に金融機関から借り入れる短期借入金に対する利息でございます。最後に、6 の特別損失の固定資産売却損は、車両の売却額であります。これらの結果、一番下にあります、令和 2 年度当期利益は、2 億 3,889 万 7,249 円となりました。

続きまして、7 ページの貸借対照表を御覧ください。まず I 資産の部、1 流動資産 (1) 現金及び預金が 2 億 1,374 万 587 円であり、また、事業未収金は、道路公社及び住宅供給公社との共通経費にかかる立て替え分になります。次に、2 の固定資産ですが、(2) 投資その他の資産の賃貸事業の用に供する土地が、市川三郷工業団地の太陽光発電施設用地の簿価、そして (イ) 預り保証金引当特定預金は、太陽光発電施設用地の貸付にあたり、契約保証金として預かっているものであります。(ウ) 破産債権の 5 億 1,117 万 8,450 円は、山梨ビジネスパークの土地代金の未収金を計上しているものですが、すでに売却先が破綻しているため、貸倒引当金として 4 億 8,605 万 450 円計上しているという状況です。

続きまして、II 負債の部、1 の流動負債ですが、未払金が人件費や電話料等の経費でございます。(2) 短期借入金 66 億 8,953 万円は、金融機関からの公社の短期借入金でございます。県の債務処理補助金により、金融機関からの公社借入れを計画的に縮減しているため、これに応じて減少しているとの状況です。続きまして (3) 預り金は、職員の社会保険料等、そして、(4) (ア) 賞与引当金は、専務理事等の賞与引当金でございます。次に 2 の固定負債ですが、(1) のその他の固定負債の (ア) 預かり保証金の 3,738 万円は、太陽光発電施設用地として貸し付けを行ったことに伴う預り金であります。

下から 2 行目の資本合計につきましては、令和元年度でマイナス 61 億 6,928 万 3,932 円であ

ったものが、令和2年度はマイナス59億3,038万6,683円となり、2億3,889万7,249円の債務の縮減が進んでいるという状況でございます。

令和2年度改革プランの実施状況の説明は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

(委員長)

説明ありがとうございます。改革プランの実施状況と、決算の状況について説明をしていただきましたけど、委員の皆様から御質問御意見等、いただきたいと思えます。

(委員)

2、3伺いたいのですが、損益計算書5事業外費用が、昨年度に比べて大幅に減っているのですが、その元金と思われるものが7ページ貸借対照表の短期借入金ですから、長期はなさそうなので、あまり金額は大きく動いていないようなのですが、これはちょっと元金と利子の関係が、どのような形になっているのか、腑に落ちなかったのですけれども、その点はわかりますでしょうか。

(二拠点居住推進課)

委員の先生も言われた通り、支払利息につきましては、山梨中央銀行からの借入金の支払い利息になっておりますので、主に貸借対照表の69億1,900万円と、66億8,900万円の差額の2億3,000万円に対する支払い利息の差ということになります。それが主な理由というところでございます。

(委員)

前年度に比べて、利子の金額が3分の1くらいに減っていますよね。

(二拠点居住推進課)

令和元年度、土日を含んでおりまして、その分の利息が2日分多くなっている状況でございます。31日と4月1日に返すということになりますけれども、休みの日数が2日分だけ多くなったために、この差額が出たという形になっております。

(委員)

利息とは、まず会計の考え方だと、発生主義で支払いが1日2日ずれたことで、3分の1にも減ってしまうということはないような気もするのですけれども。

(委員)

短期借入金なので、3月30日までは、県のお金をずっと使っていて、1日だけ借りるということ。3月31日の1日だけ借入金をいつも起こしているのですが、今年は5万6,000円だったということでしょうけど。あと、前年は多分土日挟んで2日分の利息を払ったので、倍違うということ

とだと思う。なおかつ、18万円が9万円になってないから、金利も下がっているということですかね。

(二拠点居住推進課)

その通りでございます。

(委員)

なるほど。年間を通じて借入金があったということではないわけなのですね。

(二拠点居住推進課)

年間を通じて県の方から無利子貸付金という形で受けておりまして、年度を境に、県に返すお金というところで、山梨中央銀行の方から借りている形になっています。

(委員)

なるほど。なんかそういえば前も聞きましたね。忘れていました。すみません。あともう1点ですね、資料2ですが、債務処理のスキームの横長の図がございますね。今現在は、平成21年から、これでは、平成39年という、この間の補助金が毎年2億円で債務処理に充てている期間だと思うのですが、平成40年から平成48年の後半に行った時に、5億円に増加しますよね。これを前提にこのスキームが成り立っているわけなのですが、この増額は予定通り見込みが立っているのでしょうか。

(二拠点居住推進課)

公社の改革プランを策定した時には、県の職員の退職費というところが、かなり財政負担を圧迫しておりまして、そういうところを見込んだ上での、2億円であり、計画的に債権を減らしていくという意味で、5億円というような数字をはじかせていただきましたので、この計画は、間違いなく実施されるようになっております。

(委員)

わかりました。私からは以上になります。

(二拠点居住推進課)

ありがとうございます。

(委員)

では少し、お伺いします。太陽光発電の経営の状況は、ある程度内容を把握されているのですか。

(二拠点居住推進課)

契約の方に、太陽光発電の発電量というところで、実績を聞いておまして、特に経営状況というところまでは、特段報告は求めている状況でございます。発電量の安定的というところをもって、私どもの方は、経営が安定しているというところの判断をしているという状況です。

(委員)

この賃借人なのですが、他にもやっているのですか。

(二拠点居住推進課)

そこまで把握はしていない状況でございます。

(委員)

発電量については、経営は安定しているだろうと。

(二拠点居住推進課)

はい。

(委員長)

ほかに委員の皆様から聞き漏れたこと、ご意見等ございますでしょうか。なければ、ここで一旦土地開発公社の案件は終わります。

## ② (公財) 山梨県環境整備事業団

(委員長)

環境整備事業団について、よろしくお祈いします。

(環境整備課)

・資料1～5により説明

それでは、環境整備課です。

よろしくお祈いいたします。

令和2年度決算に基づく、公益財団法人山梨県環境整備事業団第三次改革プランの実施状況について御説明させていただきます。資料1の1ページをお願いいたします。

1 令和2年度の事業概要について御説明をいたします。現在、事業団におきましては、二つの施設の管理を行っております。

まず、(1) 山梨県環境整備センター(明野処分場)についてであります。環境整備センターは、平成21年5月に、公共関与による管理型の廃棄物最終処分場として、操業開始いたしました。2度の漏水検知システムの異常検知の発生によりまして、平成25年12月に、施設の閉鎖

を決定いたしました。平成 27 年 1 月に最終覆土を終了しております。現在は、施設の安全性に十分に留意しながら、埋め立て地から排出される、浸出水の処理等の維持管理を行っております。

次に、(2) 一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）についてであります。この処分場につきましては、県内に一般廃棄物の最終処分場がない状況等を踏まえまして、山梨県市町村総合事務組合が主体となり、県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備したものであります。その整備及び管理を事業団が受託し、現在職員が常駐し、管理を行っているところであります。施設概要の表にありますように、埋め立て完了は令和 20 年であり、その間、事業団が管理を受託する契約を締結しております。

次に、2 ページをお願いいたします。2 令和 2 年度決算についてであります。(1) 損益の状況につきましては、次の正味財産増減計算書により御説明いたしますので、3 ページをお願いいたします。表中のⅠ一般正味財産増減の部の 1 経常増減の部ですが、(1) 経常収益は、県からの補助金、指定正味財産からの振替、受託事業に係る委託料収入、管理費負担金収入、維持管理引当金取崩収入等であり、合計 2 億 7,300 万円余であります。県からの補助金につきましては、経営支援のためのものと環境モニタリングのためのものの 2 種類の合計となっております。なお、前年度から約 2,000 万円減少しておりますが、これは設備を計画的にオーバーホールしている中で、令和元年度は、水処理施設に係る大規模な計画修繕を行ったことによるものであります。受託事業収入の運営・維持管理委託料収入につきましては、山梨県市町村総合事務組合から受託した一般廃棄物最終処分場事業の運営・維持管理に係る委託料であります。維持管理引当金取崩収入 500 万円は、維持管理引当金の一部を、令和 2 年度の環境整備センターの維持管理費に充てるために取り崩したものであります。次に (2) 経常費用ですが、施設の減価償却費、一般廃棄物最終処分場の運営維持管理業務や、環境整備センターの水処理施設の運転管理に係る委託費等であり、合計 2 億 7,300 万円余となっております。事業損失を補填するため、県から財政支援を受けていることから、当期経常増減額は 0 円となっております。

次に、2 経常外増減の部ですが、経常外収益及び経常外費用はありません。以上によりまして、当期一般正味財産増減額は 0 円となっております。

次に、Ⅱ指定正味財産増減の部であります。指定正味財産は、過去に国、県から交付を受けた施設整備に係る補助金について、施設の減価償却等に応じた額を一般正味財産に振替しています。

この結果、Ⅲ正味財産期末残高は、前年度から 1,200 万円余減の 1 億 3,900 万円余となっております。

次に、4 ページにつきましては、今御説明した正味財産増減計算書の会計別の内訳になりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、5 ページをお願いいたします。(2) 資産及び負債の状況について、貸借対照表により御説明をいたします。表中のⅠ資産の部は、現金預金等の流動資産が 1 億 7,300 万円余、建物等の固定資産が 4 億 900 万円余となっており、資産合計は 5 億 8,300 万円余となっております。

Ⅱ負債の部は、短期借入金等の流動負債が 4 億 2,300 万円余、固定負債である維持管理引当金が 2,000 万円余となっており、負債合計は 4 億 4,300 万円余となっております。この負債合計

と、Ⅲ正味財産合計 1 億 3,900 万円余を合わせ、負債及び正味財産合計は 5 億 8,300 万円余となっております。

次に、6 ページをお願いいたします。3 経営改善に向けた取り組みについてであります。まず、(1) 環境整備センターの維持管理コストの縮減についてであります。浸出水処理施設運転管理等業務委託等において、引き続き、長期継続契約を実施するとともに、浸出水の状況に応じて、水処理施設の運転をきめ細かく管理することにより、電気料等の縮減を図ったところであり、ます。

次に、(2) 要員計画の見直しについてであります。令和 2 年度は、県派遣職員等 8 名の体制となっており、前年度と対比して、増減はありません。今後についても、効率的な運営を図ることができるよう事業内容を考慮した人員の配置を行う等、適宜見直しを行って参ります。

次に、(3) 経営支援補助金についてであります。1 経営支援補助金の概要ですが、この補助金は、繰り返しの説明となりますけれども、事業団の財務基盤の安定を図るため、最終処分場の整備運営事業等により生じた事業損失を補填するためのものであります。

次に、2 令和 2 年度の決算ですが、令和 2 年度の事業損失は 8,000 万円余となり、県は損失を補填するため、同額の経営支援補助金を交付しました。この事業損失は、第三次改革プラン策定時に算出した当初予算額 1 億 1,400 万円を 3,400 万円下回っております。

環境整備事業団における令和 2 年度の改革プランの実施状況の説明は以上となります。最後になりますが、第三次改革プランの計画期間は平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間であり、今回が最終年度となっております。昨年度の委員会で御説明をさせていただいたところですが、令和 3 年度から令和 6 年度までを計画期間とする第四次改革プランを策定しておりますので、今年度からは、このプランに基づく取り組みを着実に進め、経営改善に取り組んでいくこととしております。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。何か質問や意見をいただきたいと思えます。

(委員)

気になった点があります。1 ページ目、(1) 山梨県環境整備センター（明野処分場）についての記述の 3 行目平成 27 年 1 月に最終覆土が完了して、(中略) 生活環境への異常は認められなかったとなっているのは何よりなのですが。私は現場に行ったことがないので、それを踏まえて質問しますが、熱海市の土石流の事故みたいのがございましたよね。これとは状況が違うと思うのですが、覆土というかたちで土を盛っていると思うのですが、熱海のような事件を教訓として、同じようなことが起きる現場状況ということではないですよね。

(環境整備課)

最終処分場というのは、穴を作って、そこにごみを貯める、当然、土留めもありますが。当然その辺の安全については、配慮しております。令和元年度台風 19 号で、山梨県は大雨特別警報など、すごい大雨が降ったと思うのですが、特にその時も明野処分場については、全く施設に異

常はございませんでした。熱海市の事件につきましては、そもそも法令に違反するような盛土、ないしは若干不法投棄もあったと聞いておりますが、そういったこと（土砂の崩落等）が明野処分場で起こることはないと考えております。

（委員）

わかりました。ありがとうございます。

続いて、決算の数字で確認したいのですが、同じく資料 1 の 3 ページ、正味財産増減計算書 I 一般正味財産増減の部（1）経常収益の内訳に、受託事業収入（建設工事委託料収入）が出ていますが、前年度比較で、当年度は 0 円ということでしたが、内容が 0 円になっている理由をお教え願いますでしょうか。

（環境整備課）

受託事業となっておりますので、明野のことではなくて境川のことです。山梨県市町村総合事務組合が事業主体となっている一般廃棄物の最終処分場、かいのくにエコパークと呼ばれているのですが、実は工事自体は、平成 30 年 11 月に終わっていて、山梨県市町村総合事務組合に引き渡しが終わっていました。実はこの施設を作るにあたり、国の循環型社会形成推進交付金というものを受けておまして、当初予算編成時の予定では、その年度に国の交付金を約 1 億 7,000 万円もらう前提で予算を組んでいたのですが、完成にあたり、各県の会計検査の受検による指摘の状況を見まして、交付金の対象となる事業をより精査した方がいいだろうと、環境省と協議をしまして、危ないところを全部交付対象外としていったところ、国の交付金が約 2,900 万円になりました。お金が足りなくなってしましまして、一部のお金を令和元年度で先送りしました。内容につきましては、環境影響評価・周辺道路の負担金と、環境整備の補助金にかかる負担金です。かいのくにエコパークの隣にあります、甲府・峡東クリーンセンターを運営している甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合に払う負担金です。そういったお金のやりくりの関係で、平成 30 年度の費用ですが、令和元年度に送らせていただきました。当然、建設は終わっておりますので、令和 2 年度にそういった科目はありません。ちなみに環境影響評価、周辺道路、環境整備補助金にかかる負担金はあるのですが、これは山梨県市町村総合事務組合が直接執行しておりますので、事業団の決算には出てきません。組合とすれば、金額はだいぶ少なくなっておりますが、今でも払っています。建設の最中は、事業団の方で払っていたのですが、建設が終わって維持管理になったら、組合で支払うことになったということです。

（委員）

わかりました。前年度のものがイレギュラーな計上だったということですね。

（環境整備課）

本来であれば、お金があれば平成 30 年度に精算をしていただければありがたかったのですが、お金が足りなくて。そういう話が決まったのが、年の暮れの時期でしたので、市町村に補正予算を組ませるわけにもいかないということで、そういう対応をさせていただきました。

(委員)

承知しました。

あと、資料5の第四次改革プランの13ページの見込みについて、令和3年度から令和6年度の単年度損益の合計が6億1,900万円になっています。仮に4で割っても1億5,000万円ぐらいの単年度赤字が見込まれるようなのですが、ここまでの実績の直近の4期に比べてかなり大きな最終赤字を見込んでいるようなのですが、大丈夫なのかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

(環境整備課)

まず、13ページの収支見通しの令和2年度のものについては、これは第四次改革プランを作ったのが令和2年度中ですので、決算ではなくて見込みという形で、書かれていることは御説明させていただきたいと思います。令和3年度から令和5年度までにつきましては概ね9,000万円から1億円ぐらいの赤字を見込んでいるのですが、令和6年度に約2億円の赤字を見込んでいるということで、そういった大きな数字になっております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

私からは以上です。

(委員)

電気使用量は、資料1の3ページ目、正味財産増減計算書では、I一般正味財産増減の部(2)経常費用①事業費のその他の数字になるのですよね。

(環境整備課)

そうです。

(委員)

令和元年度と令和2年度の電気料の全体の金額について分からないので、教えていただけますか。

(環境整備課)

明野処分場に限定してお答えさせていただきます。電気料金の実績につきましては、令和元年度が約265万円、令和2年度につきましては、約209万円ということで、約20%の削減となっています。

(委員)

だいぶ削減されているみたいですがけれども、その方法として、運転をきめ細かく管理するということですがけれども、そういった方法で前年から20%も減らせたということですか。

(環境整備課)

まず、先生のおっしゃった通り、昔は本当に24時間、動力系のものを回していたのですが、それをある程度水が溜まったところで間欠で運転しているのが一つ。

もう一つが、2系統プラントのあるものについては、浸出水もだいぶきれいになってきましたので、1系統に絞って運転する。これもやはり、電気の使用量の削減になります。電気の使用量で言いますと、令和元年度が約11万kwhだったものが、令和2年度で約10万kwhになっております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

私からは以上です。

(委員)

私の方からですけれども、県がランニングコストをこのように下げているということで努力されている、非常に電気料が下がったということで、理解をいたします。

(環境整備課)

ありがとうございます。

(委員長)

他に、何か御意見なければ環境整備事業団の状況報告を終わりたいと思います。

これで終了します。

### ③ (公財) 山梨県農業振興公社

(委員長)

実施状況等につきまして御説明をよろしくお願いします。

(担い手・農地対策課)

・資料1～3により説明

それでは、農業振興公社について御説明させていただきたいと思います。

委員の皆様には、平素より、農業振興公社の運営に対しまして、御支援、御協力を賜りまして、お礼を申し上げたいと思います。

農業振興公社につきましては、昭和47年に発足いたしまして、それ以来、平成19年には担い手対策ということで就農支援センターを併設し、その後25年には公益財団となっておりまして、さらに26年からは、現在中核を成しています農地中間管理機構として現在に至っております。現在の主な事業といたしましては、先ほど申しましたように、農地中間管理機構としまして

農地利用の効率化を図るほか、就農支援センターとしまして新規就農者の相談窓口、あと収益事業といたしまして土地改良事業の積算業務等に当たっているとごさいます。

現在の運営につきましては、平成 30 年度末に改革プランを改定いたしまして、その際につきましては、皆様から貴重な御意見をいただいております、それをもとに改定し、これに基づいて、現在取り組みを進めているところごさいます。

本日につきましては、令和 2 年度の決算状況並びに改革プランの実施状況について御説明をさせていただきますと思います。詳細につきましては、担当の方から御説明させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料 1 に基づきまして、令和 2 年度の山梨県農業振興公社の改革プランの実施状況について御説明させていただきます。

まず初めに、令和 2 年度の決算についてごさいます。収益の状況について、1 ページをご覧ください。

令和 2 年度の決算ですが、経常収益は、受託事業収益や、農地中間管理用地貸付等の増加によりまして、事業収益が増加し、それに伴い事業費も増加しました。当期経常増減額につきましては、833 万 6,000 円の黒字となりました。また、当期一般正味財産増減額については、前年度の 1308 万 2,000 円を下回り、1,153 万 3,000 円となりました。

次に、2 ページをお願いいたします。資産及び負債等の状況についてごさいます。公社が保有する財産については、基本財産の 300 万円のほか、特定資産の強化基金引当資産や、担い手育成基金引当資産等合計で 7 億 3,055 万円となっております。負債の部の固定負債の長期借入金につきましては、長期保有農地の売却差損処理のための借入金や、農地保有合理化事業に係る借入資金ごさいます。長期借入金については、前年度より 145 万円減少し、長期未払い金についても、緊急雇用創出事業の委託料の返還により 998 万 4,000 円減少して、負債の部合計は前年度末から 468 万 5,000 円の減少となっております。なお、緊急雇用創出事業の委託料につきましては、令和 2 年度に全額返還となっております。正味財産合計については、6,050 万 7,000 円となりまして、前年度より 1,153 万 3,000 円の増加となっております。

続いて、3 ページをお願いいたします。改革プランの実施状況につきまして、まず (1) 農地中間管理事業の推進ごさいます。この事業については、平成 26 年度から始まった農業振興公社の中心的事業ごさいます。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、事業を実施する団体として、各県で一つ農地中間管理機構として公社が指定されており、市町村や関係機関と連携して、担い手への農地集積、荒廃農地の発生防止・解消の推進を図るものであります。令和 2 年度の単年度実績につきましては、209 ヘクタールの農地を地権者から借り受け、貸付は 224 ヘクタールとなっております。ここで、別紙のポンチ絵の、A4 横の紙を見ていただきたいと思います。左上にありますように、中間管理事業については、県公社が農地中間管理機構として、農地を貸したいという農地の出し手、地権者になりますが、地権者から農地を借り受けて、これらの農地を借りたいという農地の受け手、耕作者になるわけですが、耕作者の方に農地を貸し付ける事業になります。左下の部分に、資料 1 とは別の数字を載せさせていただきます。こちらについては、各年度末の借り受けと、貸付面積の実績を記載しております。昨年度、累計どのくらい貸し付けているかということ把握した方がよろしいという御意見をいただいた

中で、26年から現在の借り受けている面積の総数、貸し付けている面積の総数ということで、載せております。令和2年度末ですと、借受面積が1,142ヘクタール、貸付面積が1,097ヘクタールとなっております。

それでは、また資料1の3ページに戻っていただきたいと思います。続いて、(2)担い手の相談・支援体制の強化についてでございます。公社では幅広い担い手への支援を図るために、就農支援センターの機能をもって、関係機関と連携して就農支援対策の強化に取り組んでおります。令和2年度については、県内での就農相談会を9回、県外で2回開催し、251件の就農相談を受けたところでございます。県内外の相談会では、就農希望者に対する研修制度の紹介、それから、就農計画の作成支援と、相談者が円滑に就農できるように丁寧に支援を行ったところでございます。また、農業啓発事業として毎年行っておりますが、県内の小中学校20校に対しまして、農作物の栽培や収穫等、農業体験学習に必要な経費の助成も行ってしております。それから、平成30年から実施しておりますシニア世代就農促進事業では、概ね50歳以上のシニア世代の就農促進を図る目的に技術研修を実施しました。果樹・野菜で5コース、計40回開催しまして51名が研修を受けたところでございます。また令和2年度からは、新しい事業といたしまして、やまなしあぐりゼミナール設置事業というものを実施しました。当事業については、新規就農を希望する就農時50歳未満の者を支援するために、県が認定しましたアグリマスターと呼ばれる先進農家のもとで派遣研修、それから、経営管理等の講義を組み合わせた長期研修を行うものでございます。昨年度の実績といたしましては、9名が研修を受けて、派遣研修では1,200時間以上、講義研修を23回実施したところでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。(3)県奨励品種等種苗の増殖、供給についてでございます。こちらについては平成29年度から実施しております県産ワインのさらなる技術向上を図るために、不足している甲州種ブドウの苗木生産と供給を行う事業でございます。平成30年度から県内のワインメーカー、それから、農家さんに苗木供給を開始したところでございますが、令和2年度につきましては、優良4系統の苗木供給、予定は1,000本でございましたけれども、1,200本の供給の実績でございました。

次に、(4)委託料の返還及び長期保有農地の売却差損に係る返済についてでございます。委託料の返還につきましては、平成23年度から、県からの委託を受けて実施した緊急雇用創出事業につきまして、会計検査院より不適切であると指摘を受けたところでございまして、平成27年度から返還して参りました。令和2年度につきましても、計画どおり公社と再委託先分を合わせまして998万4,000円を返還し、令和2年度をもって全額返還となっております。また、長期保有農地の売却差損にかかる借入金については、令和2年度の期末残高1億3,979万3,000円となっております。前年度に比べて100万円の圧縮を図っております。今後も、土地改良事業の積算業務や、JR東海から受託しておりますリニア中央新幹線構造物による農作物への影響調査業務等、収益事業を積極的に受託して、経営の合理化、黒字化を図りながら借入金の解消に努めることとしております。

次に、(5)就農支援資金の早期回収と貸倒引当金の積立でございます。就農支援資金につきましては、貸付業務が、平成25年度から日本政策金融公庫に移行しており、これ以前に貸し付けた債権を回収しております。延滞債務者は、令和2年度で3名おりましたけれども、3名全員か

ら返済がありまして、合計 50 万 8,000 円の納入を受けました。1 名が完済となりましたので、残り 2 名で返済残高 240 万 3,000 円となっております。今後も引き続き、連帯債務者との交渉を行いながら早期回収に努めていきたいと考えております。

それから、最後に 5 ページになります。(6) 経費節減の取り組み、それから、(7) 業務量に見合う人員・組織体制等の検討についてでございます。これまで改革プランに基づきまして、プロパー職員の月額 5%カットを継続するほか、事務経費等の節減に努めているところでございます。

職員につきましては、主要事業である農地中間管理事業の業務量が増加する中で、事業が円滑に進められるよう、例年同様ですが、プロパー3名の体制で業務を行ってきたところでございます。また、昨年度から農地中間管理事業の貸借情報を管理する業務管理システムを新たに導入したところでございますが、既存データの移行期間を経て今年度から本格的に稼働しているところでありまして、業務の効率化を図っているところでございます。

以上が、令和 2 年度の農業振興公社の実施状況になりますが、今後の改革プランに沿って経営の健全化が図られるよう、当課といたしましても、引き続き、振興公社へ支援して参りたいと考えております。以上になります。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

形式で気付いたところが 3、4 箇所あったので、御指摘を仕上げます。

まず、資料 1 (1) 収益の状況について、1 行目後半から、前年度に比較して事業収益が増加し、それに伴い事業費も増加したがというがときたので、逆接できたのかなと思ったら、その後、当期経常増減額は 8,336 千円の黒字となったと、文章の係りがわかりづらいので、確かに事業収益以上に事業費が伸びたので、黒字化幅が小さくなったことを文章化したいのは、数字を見てわかったのですが、文面でわかりづらいので、例えば 2 行目のそれに伴い事業費も増加したがについて、下をみればわかるのでカットするか、あるいは 3 行目黒字は確保されたとか、そのような表現の方がわかりがよいかと思って読んでいました。

あと、説明を聞いていて気付いたのですが、3 ページの (1) 実施状況の年度別の農地借入・貸付面積の年度別の表組みがあるのですが、A4 を横にした資料で御説明いただいた農地中間管理機構を活用した農地集積についても同じような貸付借入の資料があるようなのですが、出だしは同じ数字なのですが、下の方にいくと数字が違う。何か違うのですか。

(担い手・農地対策課)

表について御説明します。その年の年度に実際に借り受ける契約をした、新しく契約を結んだ、新しく貸し付けたというものの数字になります。単年度で令和 2 年度は 209 ヘクタールを新しく借りました、224 ヘクタール分新しく貸し付けましたというのが、この表になります。

A4 横の表については、単純な累積ではなくて、例えば 27 年度ですと借り受けが 272 ヘクタ

ールありますが、26年度の63ヘクタールと27年度で借りた分の中で、実際に契約が残っているものの数字となります。令和2年度は1,142ヘクタール借り受けて1,097ヘクタール貸し付けてありますけれども、この数字は、年度末に実際に借りている、貸し付けている農地面積という形になります。

(委員)

基本的には、横版の方は累積、ただし単純な実績でもない。

(担い手・農地対策課)

そうですね。

(委員)

注釈か何かで数値の意味を書いた方が、私と同じような疑問を持つような人が出るかなと思いますので、もしよろしければ御参考にしてください。

(担い手・農地対策課)

ありがとうございます。

(委員)

それから、資料3の11ページと、同じ表現が書かれていた資料1の4ページ。資料1の4ページ(5)で、タイトルが貸倒引当金の積立とあるのですが、方針の方では引当でした。用語的な意味合いからすると、積立というのは内部留保に使う言葉で、タイトルを引当に合わせるか、あるいは設定でも、同じ意味が使えるのでいいかなと思いました。

同じことですが資料3の11ページ(3)二つ目のポチの貸倒引当金を引当てていくが用語的に正しい気はいたします。

中身についての質問なのですが、資料3の9ページ2今後の方針(1)の収益の確保を目指すための新たな収益事業の導入に向けて検討するについて、何か具体化しているのかどうか、あるいは収益事業の導入の検討だけであって、まだ中身は実際に描けてないのか、そのあたり教えていただけますでしょうか。

(担い手・農地対策課)

収益事業につきましては、今主力となっておりますのが、土地改良の積算業務の受託事業、それから、JRの調査事業委託になっております。改革プランを作ったのが、ちょうど平成30年度末なのですが、令和元年度から新しい受託事業といたしまして、植物防疫協会の事務局業務というものを受託しております。金額にして170万円ぐらいの受託ですけれども、継続して現在も受託している状況でございます。

(委員)

わかりました。いくつかのそういう収益事業の効果があるのですね。

(担い手・農地対策課)

はい。

(委員)

資料 3 の 10 ページの表 7 で、平成 32 年度までが 100 万円なのですが、そのあと一挙に、平成 33 年度から 600 万円になっているのですが、これは計画として問題はないでしょうか。

(担い手・農地対策課)

こちらにつきましては、過去 500 万円ずつの返済計画としておりましたが、緊急雇用事業の委託料の 500 万円を毎年返しておりまして、100 万円プラス 500 万円の返済を 5 年間続けてきたところです。このプランを作る時に、この年で緊急雇用事業の委託料の返還が終わるだろうということで、令和 3 年度から今まで 100 万円と 500 万円、計 600 万円返しておりますので、計画的にこのまま続けていこうということで計画を立てさせていただいております。

(委員)

なるほど。返済総額自体には変化がないので、問題なかろうということですね。承知しました。

私からは以上です。

(担い手・農地対策課)

ありがとうございました。

(委員)

資料 1、1 ページ目の正味財産増減計算書なのですが、事業収益がプラスで 1,800 万円くらい、他方で事業費は 3,100 万円、これだけ見るとマイナスですけれども、事業収益に比べて事業費の方が多かったのは、なぜでしょうか。

(担い手・農地対策課)

収益の方から申しますと、事業収益の 1,800 万円は主に中間管理事業の貸し付けの賃料と収益事業の部分になりますけれども、事業を実際行うに当たりましては、受取補助金を活用しておりますので、支出の事業費の方には、この補助金で実施した部分の経費も含まれておりますので、それほど差があるということではないということでございます。

(委員)

なるほど、わかりました。

要するに、事業収益と受取補助金を足した金額と事業費を比べるということですね。

(担い手・農地対策課)

そういうかたちで見ただけであればよいかと思います。

(委員)

甲州ブドウの種苗の増殖、供給ですけれども、このところ甲州種ブドウの苗木が不足しているとか、日本でもたくさんワインを作っている状況で最近需要があると思うのですが、この本数を増やすのは人員等の問題で難しいのですか。

(担い手・農地対策課)

甲州種ブドウの苗木の生産につきましては、需要はあるという面もありますが、人的なもの土地の確保も必要になってくるので、現状のところは1,200本ということです。ただし、あまり公社でやり過ぎますと、民間の企業さんも全く作ってないわけではございませんので、その辺の兼ね合いもありまして、現状としてはこのぐらいが目安になるのかなと思っております。

(委員)

ちなみに甲州種の苗木を供給しても、収益にはあまりならないのですよね。

(担い手・農地対策課)

これは、公益事業でやっておりますので、収益にはならないようになっています。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

私からは以上です。

(委員)

私の方からとなりますけれども、A4横の別紙を見ていただくと、26年からスタートして、令和2年でだいぶ増えてしまって、1,000ヘクタールを超えた貸付面積となっているということで、契約が5年に1回更新なのでしょうね、方針も含めると、どんどん仕事量も増え、新しい事業も増えています。資料1の5ページ(7)業務量に見合う人員・組織体制等の検討ということで、必要な人員を検討という形でやっているのですが、同じような人員体制でやっていけるのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

(担い手・農地対策課)

まず、中間管理事業の契約年数ですけれども、5年契約が多かったのですが、10年、それから、20年という契約が今ございます。特に先ほどの甲州ブドウのお話がありましたけれども、ワイナリーさんとかがブドウを長期に作っていきたいということがございまして、20年契約と

いうのもだいぶ増えているところがございます。その分更新の回数が減っていきますので、業務的には、短いより長い方が楽にはなってくるというところがございます。ほとんどが5年以上で、最近では、10年とかというのがかなり増えてきております。

それから、新しい事業が増えていく中で、人が大変ではないかという御指摘ですけれども、事業を行うに当たりましては、県の方で予算で1人分の人件費をつけておりますので、新しい事業を行う際には、人が1人増えるような形になっております。中間管理事業の業務が増えて体制を見直す検討をしておりますが、昨年度導入した業務管理システムで、今までかなり人的でやっていた部分について、システムを今年使っているところですが、業務が実際に軽減されている部分もでございます。システムで簡単にらせる通知の発送等で軽減を図られてきているところがございますので、このシステムの稼働状況をよく見ながら、また検討を進めていきたいというふうには考えています。

(委員)

ありがとうございます。

業務量が拡大している中でも、業務管理システム等で生産性を上げているという形なのですね。

(担い手・農地対策課)

実際に昨年度導入しまして、昨年度は既存のデータを移行する作業をさせていただきました。今年度になってから、その移行されているデータがきちんと移行しているかという確認作業を職員総出になってシステムがうまく稼働しているか、昨年、システムを入れた1年目はよく気を付けるようにというような御意見をいただきましたので、きちんとその辺が動いているかということを確認して、今進めているところで、本当に動き出したばかりというところがございますが、通知発送の中で、今までエクセルで作業していた部分で軽減が図られていると実感しておりますので、まだまだ使いこなせてない部分もございますけれども、うまく使いこなせていけば、かなり効率的には進められるのかなと自分自身は感じております。

(委員)

農業振興公社でやっている事業自体は、必要だし、拡大がどんどんされていくのだろうと想像します。そのように生産性を上げて、システムで同じ人員であれば一番いいと思いますし、あとはプロパー採用について、新卒はほとんどいないということですよ。中途ということですよ。

(担い手・農地対策課)

そうですね。中途の方ですね。

(委員)

また、引き続き業務を拡大しても、同じようにすれば、800万、1,000万円の利益を確保する

ことができ、計画で 600 万円の返済ですけど、実際にもう少し返済も可能なようになってくるのかなという期待もありますので、頑張っていたきたいと思います。

(担い手・農地対策課)

ありがとうございます。

(委員長)

これで終了したいと思います。

#### ④山梨県住宅供給公社

(委員長)

まずは実施状況等の説明をお願いします。

(建築住宅課)

・資料 2、参考資料 2-1、参考資料 2-2 により説明

本日は経営検討委員会の皆様方には、御多忙のところ、住宅公社の経営状況等に関わる御審議をいただき、誠にありがとうございます。

山梨県住宅供給公社でございますが、いわゆるバブル景気に取得開発した住宅団地が、バブル崩壊後の長引く景気低迷により、販売不振に陥りまして、多額の借入金を抱えたこと等から、財政状況が大幅に悪化いたしました。そのため、平成 9 年度以降、経営改善計画等を策定しまして、分譲資産の早期処分や、組織改革による経営合理化等の取り組みを進めて参ったところでございます。令和 2 年 3 月には、現行の第三次改革プランを策定いたしまして、公社の経営健全化に向けました取り組みをさらに推進してきたところであります。

公社の令和 2 年度決算の詳細については、後程御説明させていただきますが、第三次プランの進捗状況につきましては、経営方針の一つとして定めております、長期借入金につきましては、5 年間で約 15 億円の削減を目標としておりますが、当初 2 年で約 7 億円を削減したところがございます。また、保有資産の整理につきましても、山宮南第 1 団地につきましては、昨年 11 月に予定通り、事業廃止を行い、第 2 団地につきましても、解体工事を今年度 4 月から実施しており、予定通り進捗しているところでございます。なお、ファミリー賃貸住宅事業につきましては、現在、事業継続中のオーナーは 1 名のみとなり、未収金が発生することなく、順調に返済を進めております。

このように、第三次改革プランにつきまして、目標達成に向け、順調に進捗しているところであります。今年度は、一部県営住宅指定管理者制度導入に向けて、事務手続きを進めており、今後も経営方針に沿って、計画的に準備を進めていく所存であります。

引き続きプランが円滑に進捗するよう公社と連携して参りますので、委員の皆様方におかれましては御審議のほどをよろしく願いいたします。なお、詳細につきましては、お手元の資料に

基づきまして、担当から説明させていただいて、よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料 2 山梨県住宅供給公社改革プラン（第三次）実施状況により、御説明をさせていただきます。

資料が 1 ページの 1 令和 2 年度住宅供給公社の決算についてと、3 ページの 2 住宅供給公社改革プラン（第三次）の実施状況で構成してございます。

資料の 1 ページを御覧ください。令和 2 年度住宅供給公社の決算について、損益の状況を御説明させていただきます。

まず、事業収益[a]は約 7 億 1,000 万円でございます。その主な内訳は、公社が保有する山宮南団地や、双葉・響が丘利便施設用地等、賃貸管理事業収益の約 1 億 7,000 万円、県営住宅の管理受託住宅管理事業収益の約 4 億 9,000 万円でございます。賃貸管理事業収益につきましては、前年度より 270 万円程度減少してございますが、その主な要因は、山宮南団地の解体に伴う家賃収入の減少でございます。管理受託住宅管理事業収益の約 950 万円の増加は、主に県営住宅に係る、計画修繕等受託業務の増加によるものでございます。その他事業収益の約 730 万円の減少につきましては、主に県営住宅に係る火災報知機取替業務の減少によるものでございます。

続きまして、事業原価[b]については、約 5 億 6,000 万円でございます。その主な内訳は、公社保有用地等の賃貸管理事業原価約 5,000 万円、県営住宅の管理受託住宅管理事業原価約 4 億 7,000 万円でございます。賃貸管理事業原価につきましては、前年度より約 4,600 万円減少してございますが、これは主に山宮南団地の解体に伴う、減価償却の減少によるものでございます。その他事業原価の約 800 万円の減少が、主に県営住宅に係る火災報知機取替業務の減少によるものでございます。また、一般管理費[c]は約 1,500 万円となり、事業収益[a] から、事業原価[b]及び一般管理[c]を除いた事業利益[d]は約 1 億 3,900 万円でございます。これに県からの補助金 2 億 4,000 万円等から成る、その他経常収益[e]を加え、分譲宅地内の舗装修繕費用約 290 万円等から成るその他経常費用[f]を減じて、経常利益[g]は約 3 億 8,000 万円でございます。さらに、特別利益として、山宮南団地の資産除去債務履行差額約 4,900 万円を計上いたしまして、特別損失として、定期借地権付分譲住宅の売却に伴う簿価との差額、約 1,100 万円を計上した結果、当期総利益[j]は約 4 億 2,000 万円でございます。前年度より約 8,000 万円増加してございますが、その主な要因が、山宮南団地の解体に伴うものでございます。なお、分譲事業につきましては、平成 22 年度に完売し、終了してございます。

続きまして、資料の 2 ページを御覧ください。(2) 資産及び負債の状況について御説明をさせていただきます。公社が保有する資産が、流動資産と固定資産の合計で約 77 億円でございます。主な資産は、固定資産の賃貸施設等資産であります、双葉・響が丘利便施設賃貸用事業資産約 58 億 3,000 万円、定期借地権資産土地約 4 億 3,000 万円でございます。

続いて、前年度に対する増減が大きかった科目について、御説明をさせていただきます。流動資産の現金預金、前払金の減につきましては、山宮南団地の解体工事の進捗に伴う減でございます。また、未収金の増につきましては、県からの受託事業期間が年度末までになったことにより受託料未収額の増によるもので、公社の決算期限であります年度末には未収でございましたが、県の出納整理期間でございます令和 3 年 5 月末までには、全て収納されてございます。次に、預け金の皆減につきましては、県営住宅退去者に対する、即時原状回復修繕の実施によるも

のでございます。固定資産の賃貸住宅資産建物、減損損失累計額、減価償却累計額の増減につきましては、山宮南団地の解体の進捗によるものでございます。また、賃貸施設等資産の減につきましては、定期借地権資産土地の2区画を売却したものであるものでございます。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。まず負債の部、約84億2,000万円の主な科目でございます、長期借入金でございますが、賃貸住宅管理事業や、賃貸宅地管理事業等による、事業収益と、県からの債務処理対策補助金2億4,000万円及び短期無利子貸付金約69億円により、前年度末約81億5,000万円から約4億円減少し、令和2年度末残高は、約77億5,000万円でございます。

続いて、資産の部、債務超過額は、令和2年度総利益約4億2,000万円によりまして、令和元年度末の約11億4,000万円から約7億2,000万円に圧縮されたところでございます。供給公社の令和2年度決算につきましては、以上でございます。

続きまして、2住宅供給公社改革プラン（第三次）の実施状況について、御説明をさせていただきます。

令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする第三次改革プランにつきましては、お手元にお配りをさせていただいております、資料2-1、2-2のとおりでございます。こちらは、当委員会の御審議、御意見等をいただきまして、平成31年3月に策定したものでございます。

では、経営方針（1）借入金の返済でございます。公社借入金は、県からの債務処理対策補助金及び短期無利子貸付金により、金融機関の有利子負担を軽減した上で、賃貸管理事業等による収益を確保する中、計画的に返済を行っているところでございます。その結果、令和2年度末の借入金残高は、令和元年度末の約81億5,000万円から4億円減少し、77億5,000万円でございます。改革プランにおきましては、令和5年度までの5年間で15億円削減し、約70億円とすることといたしておりますので、この目標に向け、順調に返済が行われているような状況でございます。

次に、（2）繰越欠損金の圧縮でございます。県営住宅等管理事業を中心に、賃貸施設等管理事業及びその他事業を適切に実施することにより、着実に収益を上げ、利益の確保に努めて参りました結果、令和2年度総利益約4億2,000万円により圧縮され、約7億3,000万円でございます。

次に、（3）県営住宅の管理でございます。従来に引き続きまして、管理代行制度による県営住宅の管理業務を適切に実施したところでございます。一方、令和4年度から一部の県営住宅につきましては、指定管理者制度へ移行するため、昨年度は検討を重ね、今年度、指定管理者の募集を行わせていただき、選定委員会の審査を踏まえ、候補者を決定したところでございます。

続きまして、（4）保有資産の整理でございます。公社保有の山宮南第一団地3棟につきましては、令和2年11月に借地返還を行ったところでございます。残る山宮南第二団地4棟につきましても、解体工事を今年度4月から2月の工期で実施しており、今日まで順調に進捗してございます。令和4年5月末に借地を返還し、事業を廃止する予定でございます。

次に、（5）賃貸管理事業の継続でございます。双葉・響が丘事業用地を中心とした賃貸管理事業を引き続き実施したところでございます。賃貸管理事業におきましては、6事業者と7件の定

期借地権契約を締結しておりますうち、直近で令和4年9月末に期限を迎える契約が4件ございますが、そのうち令和元年度に1件、令和2年度に1件、合計2件につきまして、同条件での継続契約を締結したところでございます。

次に、(6) ファミ賃事業の対応でございます。平成28年度に、未収金が解消されて以来、未収金は発生してございません。事業継続中のオーナーは、平成29年度から、1者のみとなり、返済状況等、経営状況の管理を継続して行っているところでございます。また、公社が直接経営を行っております1件につきましては、賃貸事業を継続し、確実に収益を確保しているところでございます。

次に、(7) 要員計画でございます。プロパー職員の退職不補充を原則といたしまして、21名を基本としてきたところでございます。職員は、事務局長以下、24名体制でございますが、このうち4名は、臨時的な業務に係る職員及び県派遣職員でありまして、恒常的な配置が不確定のため、要員からは除外してございます。これにより、要員計画による公社職員数は、要員計画内である20名となっております。なお、県派遣職員につきましては、事務局長1名のほか、解体工事等における技術力の確保のため、建築技術職員1名を派遣しているところでございます。

最後に、(8) 人件費の抑制でございます。平成17年度から実施しております、プロパー職員の給料、手当に関する人件費の削減方策を継続しているところでございます。その内容は、職員給与の5%削減及び管理職手当の50%削減でございます。なお、公社職員の給料表は、山梨県職員給与条例に規定する行政職給料表に準じてございます。

以上御説明しました通り、令和2年度における第三次改革プランの実施状況につきましては、県と公社が連携して取組みました結果、借入金の返済や公社保有資産の整理等、経営方針に沿った取り組みを着実に進めたところでございます。引き続き、第三次改革プランで掲げております令和20年度を目途とする公社解散に向け、一層の経営改善に取り組んでいく所存でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

資料2の3ページ2住宅供給公社改革プラン(第三次)の実施状況(1)借入金の返済の枠内借入金残高(R1)は8,142,232千円ではないでしょうか。もしそうでなければ、理由を御説明ください。

(建築住宅課)

資料の方がわかりにくくて、申し訳ございません。

令和元年度までは、流動負債の一行目、次期返済長期借入金980万円というものがございまして、それを、81億4,223万2千円に加えた数字になってございます。

(委員)

承知しました。

そうすると、逆に前期までは1年以内の返済長期借入金があったのですが、令和2年度来はそれがなくなっているということは、このようにゼロになるということはありませんが、今年度の長期借入金は全部一括返済で、1年以内に返済のものはないという理解でよろしいでしょうか。

(建築住宅課)

その通りでございます。

(委員)

わかりました。

それから、資料2の2ページその他の有形固定資産と減価償却累計額で数字が動いていないのですが、これは減価償却を実施しなかったのですか。

(建築住宅課)

償却はございません。

(委員)

償却が終わっていて、1円のものは何点かあって、こういう形なので、そんなことですかね。

(建築住宅課)

内容的には、工具・器具・備品、3件の合計になっております。

(委員)

4ページ(7)要員計画ですが、事前に説明いただいたときに、私のメモが間違っていなければ、非常勤を1名増やしたと伺ったとあるのですが、これは要員計画21名なので問題ないと思うのですが、他方で(8)で人件費の削減を継続しているところと矛盾していると、どうなのかと引っかけたので、お教えいただけますか。

(建築住宅課)

直近2年度の4月1日現在の人員と比較したので、数字はそのような形になっておるのですが、平成30年度につきましては、4月1日が、プロパー職員8名、事務職員9名、非常勤5名の22名で、事業を進めて参ったところなのですが、30年度中に非常勤職員が年度内で退職したのですが、それが補充できなかったため、令和元年度は、プロパー職員8名、事務職員9名、非常勤4名の21名で年度初めが始まり、令和元年度中にはプロパーの職員が退職してしまったため、それを事務職員の方で補完をしようと思ったのですが、それも年度内にはないため、令和2年度始めについては、プロパー職員7名、事務職員9

名、非常勤 5 名という 21 名で始まったのですけれども、令和 2 年度中にプロパー職員の代わりに事務職員を充てさせていただいて、平成 30 年度の初めの 22 人に、ようやく戻ることができて、事業を進めさせていただいているところでございます。資料がわかりにくくて申し訳ございませんでした。

(委員)

わかりました。では、総額としては増えているわけではないですね。

(建築住宅課)

そうですね。どちらかというと正規の職員が退職し、事務職員なので、かなり人件費の方が抑制できているかと思います。

(委員)

わかりました。

最後 1 点ですが、資料 2-2 の 16 ページ (9) 改革の推進の第三次改革プランスケジュールに借入金の返済あるいは繰越欠損金の解消で 15 億円の削減と書いてありますが、これは目標達成可能な形で推移している理解でよろしいでしょうか。

(建築住宅課)

左様でございます。

(委員)

わかりました。

私からは以上になります。

(委員)

昨年も同じような話が出たと思うのですが、資料 2 の 2 ページ流動資産の預け金の令和元年度 9,000 千万円程度は、元々業者に預けていたお金ということでしょうか。

(建築住宅課)

お答えいたします。これは、県営住宅を退去する時に、入居中に汚損した畳や壁紙も、入居者が自己負担で綺麗にするということになっておりまして、入居者が自分の知っている業者に依頼するのですが、そうでない場合は、その指定業者となりますから、そこに直接お金を払って直すという形をとっております。そこで、その部分のお金を団地ごとに指定する業者がありまして、そこの方にお金を支払っていただくわけなのですが、それをその業者の方が、預かり金としまして、次の入居者が入ったときに、そのまま業者が預かっておいてもらったと。これがその預け金ということございまして、これが外部監査におきまして指摘を受けまして、これを全部オンバランス化するというので、預け金預かり金ということを入れたわけなのですが、令

和 2 年度からは、これもすべて迅速にそのお金をもらいましたら、そのもらった業者が、その後すぐに改修をするというふうなことに改めました。その方が、後々問題がないということでそうしまして、令和 2 年度からはゼロという形になっております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

響が丘の利便施設物件なのですが、すでに 1 件が継続契約済みということで、残り 3 件と調整に入ったということですが、3 件の今後契約予定年数は、それぞれ何年ですか。

(建築住宅課)

今年度に入りましてまた契約更新ができましたので、4 件のうち 2 件が継続契約をさせていただいているところでございます。その 2 件に関しましては、令和 20 年度まで契約を完了したところでございます。ただし、残る 2 件につきましても、期限が令和 5 年の 1 月と令和 7 年の 8 月の予定でございます。

(委員)

ファミ賃の中で、公社経営の 1 件の売却を推進されているということですが、具体的な進捗状況はどのようなようですか。

(建築住宅課)

経営している方は、14 戸中 14 戸入居しているような状況でございます。入居状況や今後の長期的なところを踏まえながら、今後、そちらについても、検討を進めて参る予定でございます。

(委員)

そうすると具体的に売却を進めているわけではないですね。

(建築住宅課)

最も効果的にできるような時を見据えているような形でございます。

(委員)

わかりました。以上です。

(委員)

直接経営している 14 戸中 14 戸についての収益は、どのぐらい年間貢献しているのですか。

(建築住宅課)

家賃収入で 1,000 万円ほどになっています。事業原価がございますので、その差し引きで、

概ね 260 万円程度です。

(委員)

今 14 戸中 14 戸埋まっているということで、競売価格を当然上回っているのかなと想像します。不動産の価格というのは、金融緩和で金融機関も融資を出しているような状況で、いったん締め付けになると、不動産融資とかが締め付けられる、そうすると不動産価格が下がってくる傾向にございますので、今 14 戸中 14 戸だからある程度持っただけでもいいのかなと。なかなか不透明な金利情勢等や、人口世帯数もピークを迎えて減っていくということであれば、政策的に借りたものの、処分を前提にやっていますので、どこかで判断されないといけないのかなと思います。今のところ 14 戸中 14 戸入っていて、どのように考えるかは難しいとは思いますが。下がる時には一度に下がるとは思いますけども。

あと、響が丘の事業用借地の賃貸料自体は、更新前の価格を維持できるのでしょうか。

(建築住宅課)

1 点目に関しましては、入居状況や社会的な状況等、最も効果的な時を見据えている状況でございます。

2 点目に関しましては、2 者につきましても、同じような条件で今契約を進めているところでございます。今のところ、同じような条件で継続契約はできるのではないかとこのように考えてございます。

(委員)

ありがとうございます。

確か借地の価格が高いような気がしましたので、同じような値段で更新できるのは、公社の収益にとってはありがたいと思います。できるだけそうやって進めていただければと思います。

(建築住宅課)

ありがとうございます。

(委員長)

他に何かございますでしょうか。

無ければ、改革プランの状況について終了したいと思います。

ではいったん事務局の方にお返ししたいと思います。

(事務局)

では事務局より話をさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

次回は第 2 回出資法人経営検討委員会を予定してございます。出資法人の経営評価を議題といたしまして、1 月頃の開催を予定してございます。日程調整等につきましては、後日御連絡いた

しますので、御協力のほど何卒よろしくお願いいたします。それでは、事務局からの連絡は以上となります。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回山梨県出資法人経営検討委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(以上)